

高崎市上下水道事業「使用水量のお知らせ」広告掲載に関する  
プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高崎市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発行する「使用水量のお知らせ」に広告を掲載することで、高崎市上下水道局の財源を確保し、財政の健全な運営に資することにより、市民サービスの向上及び地域企業の発展に寄与することを目的とし、プロポーザル実施について必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の概要)

第2条 広告媒体は、次のとおりとする。

- |              |                                                                   |
|--------------|-------------------------------------------------------------------|
| (1) 名 称      | 「使用水量のお知らせ」の広告                                                    |
| (2) 掲 載 位 置  | 「使用水量のお知らせ」(縦175mm×横80mm)の裏面                                      |
| (3) 規 格      | 裏面 縦35mm×横68mm 3色刷                                                |
| (4) 配 付 先    | 高崎市水道給水契約件数 約190,000件                                             |
| (5) 配 付 方 法  | 使用水量検針時(2ヶ月に1回/年6回)毎に配付                                           |
| (6) 配 付 枚 数  | 年間 約1,138,000枚(予定)<br>※検針票の電子化を開始するため、上記は参考件数です。                  |
| (7) 履 行 期 間  | 令和7年10月1日から令和11年3月31日(1年間は同一デザインとする)                              |
| (8) 公 募 方 法  | 公募型プロポーザル方式(入札額を含む)                                               |
| (9) 最低入札金額   | 総額 600,000円(税抜)                                                   |
| (10) 募 集 件 数 | 1件                                                                |
| (11) 選 考 方 法 | 高崎市上下水道事業「使用水量のお知らせ」広告掲載に関する<br>プロポーザル審査評価基準に基づき選定委員会にて書類選考により行う。 |

(広告掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、令和8年1月配付分から令和11年3月配付分までとする。

2 広告のデザインは、1年間ごとに見直すものとする。

なお、変更時期については「使用水量のお知らせ」の在庫が切れ、印刷発注時にあわせて行うものとする。

(広告掲載基準)

第4条 公募型プロポーザルに参加を希望することができる者（以下「申込者」という。）の範囲は、高崎市広告掲載要綱（平成19年高崎市告示第315号）第3条に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当しない事業者又は業種とする。

- (1) 高崎市内に事業所等を有しない者
- (2) 水道料金、下水道使用料について滞納がある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (4) 風俗営業類似の業種
- (5) 消費者金融業
- (6) たばこ
- (7) ギャンブルに関するもの
- (8) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (9) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (10) 占い、運勢判断に関するもの
- (11) 興信所・探偵事務所等
- (12) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (14) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の者

2 広告の範囲は、高崎市広告掲載要綱第4条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又は

サービスを提供するもの

ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ 政治団体による政治活動を目的とするもの

カ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

キ 宗教団体による布教推進を目的とするもの

ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

ケ 社会的に不適切なもの

コ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

イ 根拠のない表示や誤認を招くような表現

ウ 射幸心を著しくあおる表現

エ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

オ 虚偽の内容を表示するもの

カ 法令等で認められていない業種・商法・商品

キ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

ク 責任の所在が明確でないもの

ケ 広告の内容が明確でないもの

コ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(公募型プロポーザル参加手続き及び審査日程)

第5条 参加の募集公告掲載期間は、令和7年7月1日（火）から令和7年7月15日（火）とするものとし、管理者が指定する期日内に、次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 申請書（様式第1号）
- イ 広告掲載に関する届出書（様式第2号）
- ウ 類似広告掲載実績一覧（様式第3号）
- エ 定款
- オ 企画提案書（入札金額、デザイン、コンセプト説明など自由様式）

(2) 提出期限 令和7年8月15日（金）午後5時必着

(3) 提出場所 高崎市水道局料金課

(4) 提出方法 持参又は郵送

(5) 審査方法 書類選考

(選考結果通知書発送)

第6条 第4条に規定する広告掲載基準に該当するかの確認を行い令和7年9月12日（金）までに、参加申請者に選考結果通知を発送する。

(広告の内容の詳細に関する協議及び承認)

第7条 広告掲載委託者に選定された者（以下「広告主」という。）は、広告の内容の詳細について事前に管理者と協議し、承認を得るものとする。

2 前項の協議の際、管理者が広告の内容の修正、削除を指示したときは、広告主は、これに応じなければならない。

3 広告主が事前協議に関して必要とする経費は、広告主が負担するものとする。

4 管理者と広告主の協議が不調となった場合又は広告主若しくは広告の内容が高崎市広告掲載要綱及び本要領（以下「本要領等」という。）に違反することが判明した場合には、管理者は、広告掲載を取り消すことができるものとする。

5 広告の内容の詳細に関する協議が終了し、管理者が広告内容を承認した後、管理者と広告主との間で広告掲載に関する契約を締結するものとする。

（広告掲載料）

第8条 広告主は、プロポーザル提案にて承認された広告掲載料を契約締結後、管理者が指定する期日までに管理者が指定する方法により、広告掲載料の1年分を全額納付するものとする。

2 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責によらない理由により、広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

（広告主の責任等）

第9条 広告主は、広告に関する一切の責任を負うものとし、管理者は、一切の責任及び負担を負わないものとする。

2 広告主は、管理者に対し、広告がいかなる第三者の権利も侵害するものでないこと及び広告に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 広告主は、管理者又は広告主が第三者から広告に関して苦情の申立て又は損害賠償請求等を受けたときは、その責任及び負担においてこれを処理するものとする。

4 広告主は、広告が法令、本要領等に違反し又は第三者の権利を侵害していることその他広告主の責めに帰すべき事由を理由として、市に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を賠償するものとする。

5 管理者は、広告の掲載により広告主に損害又は損失が発生した場合でも、広告主に対して何らの責任を負わないものとする。

6 広告主は、広告掲載の実施に関し、事故又は契約の履行を行いがたい事由が生じたときは、直ちに管理者に報告するものとする。

7 広告主は、広告の掲載により、市又は第三者に損害又は損失を与えたときは、直ちに管理者に報告し、その指示に従い、その責任及び負担において必要な措置を講

ずるものとする。

(広告掲載の中止等)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の期間中であつても、広告掲載を中止し又は契約を解除することができるものとする。

(1) 管理者が指定する期日までに管理者が指定する方法により、広告主が掲載する広告原稿を提出しないとき。

(2) 管理者が指定する金額を期日までに、広告主が広告掲載料を納付しないとき。

(3) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(4) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(5) 広告の内容が市若しくは第三者に損害若しくは損失を与え、又は、市若しくは第三者の権利若しくは財産等を侵害していることが判明したとき。

(6) 広告主の倒産又は破産等により広告掲載をする必要がなくなったとき。

(7) 広告主又は広告の内容が、本要領等の規定に違反するに至ったとき。

(8) 広告主が、要領等に基づき実施する管理者の指示に従わないとき。

2 管理者は、前項の規定により広告掲載を中止し、又は契約を解除した場合において、広告主に損害が発生しても、その損害を賠償しないものとする。

3 管理者は、第1項の規定により広告掲載を中止し、又は契約を解除したことにより、市に損害又は損失が発生したときは、当該損害又は損失の賠償を広告主に請求できるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。